

## 高齢者虐待について

- 高齢者虐待の防止は、【高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下特に法律名を明記しない限り同法を指します。）】に定められたものである。

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援という」）のための措置を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

また、高齢者虐待は「①養護者による高齢者虐待」と「②養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて考えられており、①養護者による高齢者虐待に関しては、長寿いきがい課が担当となっており、②養介護施設従事者等による高齢者虐待に関しては、介護保険課が担当している。

### 【高齢者虐待の区分】

- ・ **身体的虐待**：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
- ・ **介護・世話の放棄・放任**：高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間放置すること。
- ・ **心理的虐待**：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応等、心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ・ **性的虐待**：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ・ **経済的虐待**：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。